

# 楽器及び付属品レンタル（賃貸）契約書

年 月 日

（貸借人、以下甲）

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ 様（自署） ※未成年の場合は親権者

住所（〒 - ） \_\_\_\_\_

日中連絡先 \_\_\_\_\_

Mail \_\_\_\_\_

（賃貸人、以下乙）

株式会社 SOUND AND PRIDE

〒840-0854 佐賀県佐賀市八戸 1-4-24

TEL 0952-22-8527 C.P. 090-1513-0558

第一条（レンタル物件）

乙の所有する次に表示する楽器、及びその付帯品類を甲に賃貸し、甲はこれを貸借することを契約する。

一、楽器の種類 \_\_\_\_\_

二、付 属 品 類 \_\_\_\_\_

第二条（レンタル期間）

2024年 月 日（ ） 時 分から 2024年 月 日（ ） 時 分まで

第三条（レンタル料金）

賃貸料は以下のとおりとし、契約時甲は乙に賃貸料を支払う。

（楽 器） 金 0円

（付属品類） 0円

（送梱包料） 0円

合 計 金 円（※泊料金）

第四条（契約終了）

レンタル期間が終了の際には甲は乙に速やかにレンタル物件を返却する。契約期間を経過して無断で貸借を続けた場合、甲は乙が決める追加料金を支払うこととする。

## 第五条（契約解除）

甲は契約途中で自由に解約できるが、途中解約の場合は残る契約金の費用について乙は甲に返金する義務を負わない。

## 第六条（禁止事項）

禁止事項は以下のとおりとする。

- 一、 レンタル物件の改造及びパーツ類の無断交換
- 二、 第三者への譲渡、転貸またはそれに準ずる行為
- 三、 他店での調整、修理など
- 四、 国外への持ち出し

## 第七条（保管責任）

レンタル物件の保管責任はレンタル期間中、甲に帰属し、楽器本体および付帯品類が盗難、紛失、事故などにあった場合、甲は乙にその楽器およびその付帯品類の損失補償をする責務を負う。

## 第八条（レンタル物件の損傷、故障について）

甲が賃貸中の楽器および付帯品類について

- 一、 通常の演奏ができなくなるような損傷を生じさせた場合
- 二、 楽器本体に付属する部品等を損失した場合
- 三、 著しく外観を損なった場合

上記に該当する場合、甲は速やかに乙にレンタル物件全てを持参し、必要な修理、補填、保障などの費用を乙の請求どおり支払わなくてはならない。賃貸する楽器類の評価額は付帯品を含めて以下のとおりとし、また、全損、紛失の際に乙が甲に請求できる補償金額の上限についても以下のとおりとする。

- (1) 浅野太鼓謹製品・・・浅野太鼓楽器店での再取得額、または修理費用実費および送梱包料
- (2) 三浦太鼓店謹製・・・三浦太鼓店での再取得額、または修理表実費および送梱包料
- (3) 諏訪工芸謹製・・・諏訪工芸での再取得額、送梱包料
- (4) 乙にて修理可能な場合・・・その実経費および作業費

※修理等の例：皮やぶれ、傷、落下等による破損類、カバー汚れ、雨ぬれ、水ぬれ他

## 第九号（規定外事項）

本契約、覚書に定めのない事項および解釈の違いなどに関しては、甲乙誠意を持って協議し、妥当な解決をはかるものとする。

## 第十条

この契約書は、甲乙各一通ずつ所有する。

# 覚 書

- 一、現住所の確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証、住民票、個人番号カードなど）のご提示をお願いいたします。
- 二、レンタル楽器の台数には限りがございます。
- 三、レンタル契約期間は最長一ヶ月です。それを超える場合は再度ご契約をお願いいたします。
- 四、レンタル楽器の取り置きはできかねます。
- 五、発送の場合、レンタル料のご入金確認後の発送とさせていただきます。送料は地域によって異なります。
- 六、引き渡し時において、正常な性能・状態を備えている事を必ずご確認ください。
- 七、楽器に付着した油分などは、ご使用後お拭き取りをお願いします。
- 八、レンタル期間中、桶胴太鼓、締太鼓の音調節は各自の責任においてご自由に行ってください。
- 九、返却時、当店にて点検させていただき、現状復帰作業が必要とされる場合は、その費用のご負担を持って返却完了となります。
- 十、レンタル価格は予告なく変更する場合がございます。契約時にご確認ください。
- 十一、レンタル契約が終了したにもかかわらず、レンタル品の返却がない場合は、その翌日から返却の完了となった日までのレンタル料に加え遅延損害金をご請求致します。全て一泊料金とし時間割り計算はいたしません。

ご不明な点がございましたら、当店までお問い合わせください。